

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年12月9日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員（農業委員13名＋推進委員4名）

農業委員（13名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、
8番 高崎雅俊、9番 水上昭和、10番 井田和義、11番 占部 博
12番 遠藤讓一

推進委員（4名）

3番 古野 弘、7番 荒木重幸、13番 舟越俊茂、15番 安永清隆

- 4 欠席委員（農業委員）13番 阿部 進

5 議事日程

第1 議事録著名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第19号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第20号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次
係長 松井 秀臣
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めます。本日の委員14名中、13名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。8番 高崎委員、9番 水上委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委 員 特に問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 質問ではありません、叔母にあたる方から本家へ所有権を戻すようです。

議 長 よろしいですか。それでは採決に入ります。事件番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委員 本人とも話しましたが、問題ありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。

議長 事件番号 2 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 2 番について許可と決定いたします。

議長 続きまして、事件番号 3 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

【事件番号 3 番 説明】

議長 事件番号 3 番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。

委員 実の娘で耕作もしておられます、問題ありません。

議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。

議長 事件番号 3 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 3 番について許可と決定いたします。

議長 つづきまして、議案第 27 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係長 18 ページ議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして 19 ページ農地法第 5 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号1番 説明】

- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 特にありません。
- 議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 現地で質問ありましたが、県道拡幅工事の折、資材置場として利用されていましたが、問題ないと思います。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください
- 委 員 放置して20年以上、当時宮田町の頃から現在のようにパトロールをしていれば、ここまでにはならなかった。放置して申請が通るなら悪用される恐れがある。今後このような事例があった場合は、推進委員・農業委員と速やかに連絡を取り合い対応を協議するようお願いしたい。
- 係 長 ご指摘のとおりです。
- 議 長 顛末書なり始末書の提出を求めるのか。
- 係 長 顛末書を書いてもらうようにしております。
- 委 員 このような審議の場に乗せると正式に元に戻さないといけない案件。事務局が判断して非農地扱いはできなかったのか、年数も経過、現況も変わりあのような状況になっているから言っている。この場で協議すると、事例・前例として残ってしまう。最終的に転用も非農地と一緒に考え方で宅地なり雑種地になるわけなので。

- 係 長 人的に転用行為を致しているため、非農地は法務局が認めないことが想定されます。
- 委 員 実際に相談をしてもよかったのでは。なんとか方法なかったのか。
- 委 員 何年であっても、基本的な原則は守る必要があると思われる。現状復旧した上で5条の申請をするというのが基本でいいのでは。
- 委 員 今回、特に売買で相手が不動産会社、このような土地であることは把握している状況。この土地を駐車場として貸していくということであれば、この会社で見た目でも農地に戻していただくというのがいいのではないかと思います。
- 議 長 今回の案件、どうしますか。
- 委 員 現状復旧させることはできないのですか。
- 係 長 委員会の方で、そのように決定されれば、申請者に通知します。
- 局 長 委員さんの言われるとおりです。あとは現状復旧させるかどうかと思いますが、現状復旧のレベル、どこまでを求めるかの話になると思います。バラスを一旦とって表土を入れるか、バラスの上から表土を入れるか、どこまでの分を求めるかを意思を統一していただけたら助かります。
- 委 員 私は、一旦砂利をはいで、土を入れて、畑の状態にして、それから売買の話をしてはと思います。
- 議 長 事例として後を引く例を作ることを考えると、ベターだと思います。
- 委 員 碎石まではいで、そこまでは求めなくてもと思いますが。
- 委 員 程度の差はあると思いますが、誰が見ても、農業委員の役割を果たしたとみられるようにしておいた方がいいと思います。
- 委 員 碎石をはいで、土の状態だけにしておくというのがベターではないか。
- 委 員 工事の施工の段階もあるわけだから、費用も抑えられるのでは

議 長 表面のバラスをはいで、土の状態にさせていただき、それから認めていくという形でよろしいでしょうか。

係 長 条件付きですね。バラスを撤去した状態で、一度土の状態に戻す条件として許可を出しますということであれば、今日の審議は通ると思いますが。また、確認の仕方ですが、地域の農業委員さん等だけでいいか、全員で確認されるか、いかがでしょうか。

委 員 確認は地元農業委員と推進委員、事務局でよろしいと思います。

議 長 よろしいですか、それでは事務局、申請者に確認してください。

議 長 それでは、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手) 全員賛成で、条件付きで意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 25 ページ議案第28号 農用地利用集積計画の決定につきまして、26 ページをご覧ください。

農用地利用権設定等計画一覧表、継続分となります。

【1番説明】

他45筆、合計面積は75,439㎡となります。

新規につきましては、33筆の利用権設定となり、合計面積が51,699㎡となります。以上となります。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし。

議 長 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3， 報告事項でございます。

報告第19号、農地法第18条第6項の合意解約及び報告第20号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

係 長 35 ページ、報告第19号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、36 ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【1番説明】

他7件41筆、合計面積が50,468㎡となっております。以上となります。

引き続き、38 ページ報告第20号 非農地証明願届出につきまして、39 ページをご覧ください。

【説明】

他2筆、合計面積の1,077㎡となっております。

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。

以上となります。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第19号及び第20号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。